

宇部市戸別浄化槽転換整備事業補助金

老朽化した共同污水处理施設を廃止し、各世帯が設置する浄化槽へ転換する場合に、予算の範囲内で補助金を交付します。

【補助対象事業】

- (1) 共同污水处理施設から転換して戸別浄化槽を設置する工事
- (2) (1) に付帯して排水管を敷地外の公衆用道路などに設置する工事

【補助対象区域】

公共下水道事業計画区域以外の区域であり、かつ、農業集落排水事業計画区域以外の区域

【補助の要件等（以下、各号の全てに該当）】

- (1) 共同污水处理施設は、原則として設置後 30 年以上経過していること
- (2) 専ら戸建ての専用住宅からなる住宅団地の共同污水处理施設に、現に接続していること
- (3) 共同污水处理施設から戸別浄化槽へ転換及び転換後に共同污水处理施設を機能停止することについて、共同污水处理施設利用者全員の同意が確認できる書類等が地域団体から提出されていること

【補助金の交付】

工事着手前に補助金の交付申請を行う必要があります。なお、補助金を交付する者に対して、市税を滞納していないことなど、一定の条件があります。補助金の上限額は以下のとおりです。

- (1) 共同污水处理施設から転換して戸別浄化槽を設置する工事（表 1）

人槽区分	限度額
5 人槽	498,000 円
6～7 人槽	621,000 円
8 人槽以上	822,000 円

- (2) 表 1 に付帯して排水管を敷地外の公衆用道路などに設置する工事（表 2）

工事区分	限度額
排水管工事費用	設置延長 (m) × 21,000 円 (円/m)

※設置延長は、1m単位とし、小数点以下切り捨て、整数止めとします。

※工事費用が補助金の上限額に満たない場合は、工事費相当額とします（1,000 円未満切り捨て）。

【交付申請～補助金支払の流れ】



その他詳細は市ウェブサイトをご覧ください（ウェブ番号：1022269）。

<https://www.city.ube.yamaguchi.jp/kurashi/gasgesui/1022268/1022269.html>

OR コードはこちら 



問合せ先

宇部市港町一丁目 11 番 30 号

宇部市 土木建設部 下水道整備課

TEL 0836-21-2180